

東京都北区家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

令和5年2月10日4北環リ第2221号区長決裁

最終改正令和8年2月12日7北環リ第2340号副区長専決

(目的)

第1条 この要綱は、家庭用の生ごみ処理機及び堆肥化容器（以下「生ごみ処理機等」という。）の購入に要する費用の一部を補助することにより、家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、生ごみの減量化及びリサイクルの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

- (1) 生ごみ処理機 電気式、手動式、生物分解等の方法により、生ごみを減量又は消滅処理することができる機器（ディスポーザー式（流し台の排水口に取り付け、生ごみを粉碎して下水道に流すタイプをいう。）であるものを除く。）をいう。
- (2) 堆肥化容器 地中の微生物等の活動を利用して生ごみを自然発酵及び分解し、生ごみを処理する容器をいう。

(補助対象経費)

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、生ごみ処理機等の本体の購入経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

2 補助対象経費は、販売店のポイント、クーポン等による割引額を除いた額で算出するものとする。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれの要件にも該当する者とする。

- (1) 申請をした日において北区に住所を有している者
- (2) 生ごみ処理機等から生成した減量ごみ又は堆肥を自ら適正に排出・処理できる者
- (3) 生ごみ処理機等の使用状況等について、今後の区リサイクル清掃行政の参考資料とすることを目的として区が実施するアンケート調査に協力できる者
- (4) 北区の個人住民税を滞納していない者

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、20,000円を上限に、予算の範囲内で交付する。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東京都北区家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書（別記第1号様式）又は電子申請サービスにより、次に掲げる書類を添付して申請するものとする。

- (1) 購入年月日、販売店名、販売店住所、購入者氏名、品名及び購入金額が確認できる領収書（日本円によるもの）又はその写し
- (2) 購入機器使用中の写真
- (3) その他区長が必要と認める書類
（補助金申請の制限）

第7条 補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）は、1世帯当たり生ごみ処理機等の本体1台に対し行うことができるものとする。

- 2 過去に補助金の交付を受けた者は、補助対象者としなない。
- 3 交付申請は、生ごみ処理機等を購入した日から1年以内に行うことができるものとする。
（補助金の交付決定及び通知）

第8条 区長は、交付申請があったときは、交付申請に係る書類を審査し、補助の可否を決定するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により、補助すべきものと決定したときは、東京都北区家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 区長は、第1項の規定により、補助を行わないと決定したときは、東京都北区家庭用生ごみ処理機等購入費補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。
（補助金の請求及び交付）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに東京都北区家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付請求書兼口座振替依頼書（別記第4号様式）により補助金を請求し、区長は、当該請求に基づき補助金を交付するものとする。
（交付決定の取消し等）

第10条 区長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
 - (2) その他補助金の交付が不適當であると区長が認めたとき。
- 2 区長は、前項の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消したときは、東京都北区生ごみ処理機等補助金交付決定取消通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年2月22日副区長専決5北環リ第1907号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則 (令和7年3月7日副区長専決6北環リ第2400号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則 (令和8年2月12日副区長専決7北環リ第2340号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。